

筑西市議会経済土木委員会

会 議 録

(令和4年第4回定例会)

筑 西 市 議 会

経済土木委員会 会議録

1 日時

令和4年12月21日（水） 開会：午前 9時59分 閉会：午後 0時11分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第78号 市道路線の廃止について

議案第79号 市道路線の認定について

議案第90号 筑西市宮山ふるさとふれあい公園条例の一部改正について

議案第92号 令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）のうち所管の補正予算

議案第96号 令和4年度筑西市水道事業会計補正予算（第4号）

議案第97号 令和4年度筑西市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第98号 令和4年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

4 出席委員

委員長 中座 敏和君 副委員長 稲川 新二君

委員 國府田喜久男君 委員 保坂 直樹君 委員 小島 信一君

委員 大嶋 茂君 委員 秋山 恵一君 委員 赤城 正徳君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 木村 文哉君

委員長 中座敏和

○委員長（中座敏和君） ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、市道路線議案2案、条例議案1案、補正予算議案4案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、各議案について所管部ごとに審査をしてまいります。初めに、経済部です。議案第90号「筑西市宮山ふるさとふれあい公園条例の一部改正について」審査を願います。

観光振興課から説明を願います。

古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） 観光振興課の古宇田でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第90号「筑西市宮山ふるさとふれあい公園条例の一部改正について」につきましてご説明申し上げます。

改正の内容としましては、宮山ふるさとふれあい公園内のキャンプ場のリニューアルに伴い、使用料を改定するものでございます。宮山ふるさとふれあい公園につきましては、近年のアウトドアレジャーの需要が高まる中、キャンプ場の利用環境の改善を図るため、トイレや給湯設備の改修を行うとともに、利用者から要望の高いオートキャンプ場として、区画の整備を行うなどのリニューアルを図っているところでございます。また、今年3月には、公園条例の施行規則を改正しまして、4月から12月までキャンプ場の利用期間を延長したところでございます。

今回改正させていただきます使用料につきましては、近隣のキャンプ場と比較しましても安価であることから、リニューアルに伴い見直すものでございます。

改正点といたしましては、別表の使用料を改定するものでございまして、改正前は、持込みテント1張り、1泊当たり520円を、改定後は、キャンプ場1区画、1泊当たり2,000円とするものでございます。

なお、施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 内容自体に疑念があるとか、そんなのではなくて、経済土木委員会として、これは本当はもっと前に要求しておけばよかったのだと思うのですが、全く何も資料がなくて、我々の手元には何もないのです。

これが数行書いてあっただけで、日本語的には分かります。「1張1泊」、「1区画1泊」に、そして「持込テント」を「キャンプ場」に訂正するというのは分かるのですが、具体性が全然つかめていないので、

もうちょっと資料を、後でもいいですから頂けないですか、このキャンプ場に関して。こういうリニューアルをして、見て分かるような。ここを1区画にして、これだから520円だったのを2,000円にするみたいなのがあれば。

私は、いいと思います。あそこがきれいになるのは、とてもいいことだと思いますし、当然やるべき作業だと思いますので、資料を頂きたいということで、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

よろしいですか。古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） ご用意させていただきます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 私も同じようなのですが、何区画ぐらいこれは用意してあるのかなと思って、お聞きしたいのですけれども。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） お答えいたします。

キャンプサイトの区画数でございますが、これを16区画に分割いたしまして、ファミリー向け、ソロキャンパー向けなど、大小様々な区画がございますが、1区画当たり約80平米で、車1台とテント、タープなどが余裕を持って設置できるような区画割りをしております。

以上でございます。

○委員（國府田喜久男君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） これは、16区画にするというのだけれども、今まで何張りあったのだい。それで、古いのは壊しているよな。それと伴って、あそこを今度は市で買い上げるでしょう、土地を。そのようなこところも、それなりにお聞きしたいのだ。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） お答えいたします。

令和2年度に、既存のキャンプ場にございましたウッドデッキを取り払いました。以前は、このウッドデッキの上に、市の用意したテントを張っていたのですが、今のキャンプをなされる方は、真っさらなところにご自分のテントを張りたいというご要望もございますので、昔からありましたウッドデッキのほうを取り払いましたところ、非常に人気が上がったということでございます。

それと、用地のほうでございますが、この後補正のほうのご説明をさせていただくのですが……

（「補正予算で出ているので、そこで質問したい」と呼ぶ者あり）

○委員（赤城正徳君） そうですか。はい。

○観光振興課長（古宇田将人君） 以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） それで、これは、今までの1張りというのは、どのくらいな建物で、どのくらいの面積の上に建っていたのだっけ。今度は16区画にするというのだけれども、その1区画が80平米だというのは分かったのだ。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） ご答弁いたします。

1 区画当たりの面積は、ほとんど同じでございました。先ほども申し上げましたように、各区画の上にウッドデッキがございまして、その上にテントを張っていたわけでございます。縄を張ったり、そういった目で見える区画がされていなかったものですから、今回はロープを張りまして、区画割りをしたところでございます。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） それでは、建物がなくなって、区画、平地になって、何もかかる……520円が2,000円にもするのだ。それでは、建物を利用しないで、その地べた80平米の広さになって、520円から2,000円に上げるのだ。随分これは。あまり上げ過ぎるのではないの、一気に。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） 新しい料金の設定でございますけれども、栃木県内及び茨城県内の公営の近隣のキャンプ場の料金のほうを参考にさせていただいたところでございます。やはり2,000円から3,000円としているところが多くございまして、それでもやはりかなり安い設定だと思われま。ただ、今までの1泊当たり520円という、あまりにも安かったというところがございましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 私は、何もほかに合わせる必要はないと思うのだ。ほかがこうだから、ああだと。では、ほかが1万円、2万円というときは、それに合わせるの。明野の地域でやっている頃は、これでやっていて、合併したのだけれども、520円が2,000円にと。ほかがどうだからと、ほかの地のは、私は構わないと思うのだ。そこらのところをお聞きしたいのだ。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） これまでは、その区画の中に1張り520円ということでございましたので、例えば1区画の中に、テントを2つ持ち込んでタープなどを立てると、その都度料金をいただいたところでございます。ですので、1区画の中に3つぐらい立てると1,500円とかいってしまうわけですが、今回は1区画の中に、それをどのように使おうと2,000円ということでございますので、それほど高い料金設定ではないのかなというふうに思います。

また、利用者につきましても、昨年度まで、コロナ禍の影響もございましたが、3か月の営業で15件程度の利用にとどまっておりましたけれども、今年は4月から12月まで9か月間の営業期間に変えましたところ、もう既に400件近い利用件数をいただいております、かなりお断りしているような状況でございますので、その辺りもご理解いただきたいと思います。

○委員（赤城正徳君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 今赤城委員からも出ました。私もこれを見まして、「1張1泊」を「1区画1泊」と。「持込テント」を「キャンプ場」と、「520円」を「2,000円」ということで、読めばそのとおりかもしれない。この内容、小島委員からも出ましたけれども、内容が全然分からない。

それで、お聞きしたいのは、年度ごとに、これまでの使用件数、オーバーしているのか、またどのぐら

いなのか。年間通して、その実績です。その数をお聞きしたい。それから、この条例をちょっと私は考えてみたいと思います。

やっぱり実績がなくて、内容を変えて、赤城委員がおっしゃるとおり、確かに520円から2,000円というのは、今大体よそと比較してという話だったのですが、今までの実績でこうだから、こういうふうにしたのだと。ここを改良したから、こうなのだということを、概略でも結構ですから、そこら辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、令和2年度まで、以前は、各サイトにウッドデッキがございまして、その上に市の用意したテントが立っていたということでございまして、やはり今はご自分のテントを張りたいというお客様がいたものですから、大分利用が下がってきてしまいまして、年間、期間も短かったのですが、7、8、9の3か月だったのですが、30件から40件程度のご利用でございました。昨年につきましては、新型コロナウイルス感染症で利用制限もかけておりましたので、15件の利用でございまして、今年は11月末現在までの状況でございしますが、369件のご利用をいただいております、12月もう既に予約がほぼいっぱいでございますので、400件を超えるのかなというような状況でございます。

○委員（大嶋 茂君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） ほかにはないですか。

それでは、質疑を終結いたします。

議案第90号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第90号の採決をいたします。

議案第90号「筑西市宮山ふるさとふれあい公園条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、経済部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第92号については複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論・採決をしたいと存じます。

引き続き、観光振興課から説明を願います。

古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） 引き続きよろしくお願いいたします。

議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、経済部観光振興課所管の補正予算についてご説明いたします。

12ページをお開き願います。10ページから続きます第4表の債務負担行為補正でございます。番号の45、「宮山ふるさとふれあい公園管理委託」、令和5年度、債務負担の限度額1,270万円をお願いするものでございます。これは、宮山ふるさとふれあい公園のお客様が安全で快適に利用できるよう、施設管理業務を

委託するものでございます。委託業務の内容としましては、各施設の貸出し及び施設、キャンプ場の夜間管理業務、トイレ等の清掃業務、そして公園内の除草、芝刈り、剪定等の植栽業務でございます。

続いて、34、35ページをお開き願います。款8土木費、項4都市計画費、目7公園費、説明欄、宮山ふるさとふれあい公園維持管理費6,400万1,000円の増額をお願いするものでございます。このうち需用費30万4,000円につきましては、物価高騰等の影響を受けた電気料でございます。

公有財産購入費6,369万7,000円につきましては、宮山ふるさとふれあい公園の用地取得費でございます。この宮山ふるさとふれあい公園につきましては、建設時の平成4年から、用地の一部を地権者からお借りし、公園整備、運営をしてまいりましたが、30年の賃貸借契約が満了を迎えたところでございます。園内には古代の史跡や豊かな自然が残り、キャンプ場やバーベキュー等、陶芸工房、じゃぶじゃぶ池、農産物直売所などを配置し、幅広い世代から愛される公園となっております。また、近年高まっておりますアウトドアレジャーのニーズにも応えられるよう、継続的に公園施設のレベルアップを図るとともに、引き続き安定した管理運営を行っていくために、公園用地を取得するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） まず、12ページのほうです。12ページの宮山ふるさとふれあい公園管理委託、この相手の業者、これもひとつ教えてもらいたい。

それと、35ページの公有財産購入費、この資料です。どういった……面積、地目、地権者何人いるとかというのを、そういうのも欲しいです。これは今出るのですか、ここで。その辺も含めて。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） お答えいたします。

まず、債務負担行為補正のほうでございますけれども、宮山ふるさとふれあい公園の管理につきましては、施設の管理のほうにつきましては、入札で行ってまいります。令和5年度につきましては、10月から常総ビル整美株式会社をお願いしているところです。植栽につきましては、シルバー人材センターのほうをお願いしていく予定でございます。

○委員（小島信一君） もう1度。

○観光振興課長（古宇田将人君） 植栽についてはシルバー人材センター。

○委員（小島信一君） 植栽は別なのだ。

○観光振興課長（古宇田将人君） はい。

次に、お答えいたします。宮山ふるさとふれあい公園の用地買収のほうの資料でございますけれども、図面と面積の入ったものはご用意させていただきます。ただ、土地所有者が入ったものにつきましては、個人情報の関係もでございますので、ご勘弁願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） では、この後資料が出てくるということね。

○観光振興課長（古宇田将人君） 図面はご用意いたします。

○委員長（中座敏和君） 今すぐ来ますか。すぐ来ますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） では……

（「委員長、もう1つ」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 全然別なことで、この宮山ふるさとふれあい公園は今改修していますよね、たしか。宮山ふるさとふれあい公園は、たしか今改修しているのだろと思うのです。改修はしていないのでしたか。

（「改修しているの」と呼ぶ者あり）

○委員（小島信一君） （続）改修していないか。

○観光振興課長（古宇田将人君） その都度壊れたところを直しているような感じでございます。

○委員（小島信一君） それだけなのですか。

○観光振興課長（古宇田将人君） はい。

○委員（小島信一君） そうか、そうか。その予算はいつ出たのかと思っていたので、分かりました。

○観光振興課長（古宇田将人君） 当初予算でやらせてもらっています。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 宮山ふるさとふれあい公園というのは、奥の石倉山というのだか、あそこまで入っているのでしょうか。あのような形は、何とか後円墳とかというの。それと、あの石倉山という、石で一番最後にある、石で積んであるのは、あれはどうしてできたのか。聞いたら、風化したのではないのだと言った。下から上がってきたのだというような。

それで、ものの30センチか40センチの段差があるのだ。あると思う。そこからどんと下りたら、びびびびびいんと響いたところがあるのだ。そういうところは、市では確かめていないの。それが1つと。

一番上にすずり石というのがあるのだ。どんなに干ばつであっても何でも、水が絶えないのだ。そういうのは、どうしてなののでしょうか、俺は尋ねるから。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） お答えいたします。

すみません、私も詳しいことは分からないのですが、宮山ふるさとふれあい公園の石倉遺跡につきましては、あそこが旧明野地区の一番標高の高いところで、48メートルと言われているところでございまして、自然にできたにしては非常に神秘的といえますか。ただ、あまりにも石が大きいので、なかなか、人為的にあれを作ることができたのかどうかも含めですが、本当に神秘的な場所だと思っております。あの一帯が前方後円墳等になってございまして、本当に歴史好きな方からすると、非常に興味をそそられる場所であるというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） それから、すずり石。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） 一番高いところがございます、すずり石。弘法のすずり石などと言われて、委員がおっしゃるとおり、どんな干ばつが来ても、水の干上がることはないというようなことでご

ざいますが、科学的にはどうなのか。実際干上がっているのを見たことがございますので、ちょっと分かりかねるところでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） だから、筑西市には、これといった観光地もないのだから、あそこらも市のほうで観光開発して、あの水はどうしてなくなるのかなというのも不思議の一つだから。本当にどんなにいい天気に行ってもありますから、水。

あそこらの周辺の古老に聞くと、私も古老ですが、古老に聞くと、筑波山の何とか何とかなの都から続いているのだなどという人もあるし、本当に不思議なの。どんなにいい天下で、昔私どもが農業をやるときは、陸稲をオカボと言ったのだ。おかぼへ配水から水をくみ上げて陸稲に実をならしたのだ。そういうときに行っても、あその石には水があるのだ。普通このくらいの水たまりなのだけれども。

それと、もう1つ言ったのは、高さ三、四十センチ高いところから両足でぼんと下りたら、皆さん分からないかな、びびびびびいんと響くところがあるのだ。俺、この間も、この間といっても、もう半年ぐらい前だけれども、どこだったかなと思って行ったのだけれども、俺、分からなくなってしまった。

だから、本当にあれだけの大きい石、巨岩がどうしてできたのだかというのと、すずり石は何で水がなくなるというのと、さっき言った、ちょっと飛び降りたら、びびいんと響くところがあるから、どういふのなのだろう。響くということは、あの下が空洞になっているのだと言う人もいる。近所の、昔のそれなりの人に聞くとだ。

いろいろあるから、あそこらも市では観光開発してもいいのではないかなと思うのだ。それで、帰りにあけのアグリショップでおそばでも食ってくれば、なおさらいいと思うので、それでバスも止めるところがあるのだから、駐車場があるのだから、そういうわけなので、委員長、聞いてください。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） ありがとうございます。本当に委員おっしゃるとおり、石倉遺跡につきましては、非常に神秘的なところがございますので、市の新たな観光資源として、教育委員会文化スポーツ課とも相談しまして、再度ちょっと調査をして、看板をつけたりして、いらっしゃる方にご説明などできればいいかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） それで、昔のキャンプは、1張りに1人か2人とか、3人とか寝たのだが、今のキャンプは1張りに1人なのだよな。そういう時代の変化が起きている。そこへ来て、これだけの申込みがあるのなら、今ちょっと、この16区画を幾つか増やすという考えはないのでしょうか。これだけの申込みがあったら、今までにも。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、本当に図面がなくて大変申し訳ございませんけれども、今16区画区切っておりますが、そのちょっと南西側に、やや区画割りしてご提供できるかなという土地がございました。我々事務局のほうでも、そこをどうしようかということで、ちょっと相談した経緯もございますので、もう少し区画を増やせば、やっていこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 今頂いた資料なのですが、ちょっと確認の意味で。

鹿島神社だけの土地をまだ借りるということですか。そして、この借地料ありとなっているのですが、現在幾ら払っているのだろう。これがなぜ今回買収できなかったのか、理由があるのか、その辺。せっかくこれをしたのだから、私は初め、所有地全部市のほうで確保するのかなという解釈をしていたのですが、これを見ると鹿島神社、これは引き続き賃借ということのようで、その理由と、この借地料、幾らぐらい年間お支払いするのか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） お答えいたします。

鹿島神社につきましては、引き続きお借りしていくということで、その理由でございますが、やはり宗教法人の土地でございますので、用地買収をするのは難しいという経緯がございました。

借地料につきましては、今年度25万2,472円をお支払いしているところでございまして、引き続きこの金額でお借りしていこうと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 今資料を頂きまして、この資料では、私のさっきの質問の答えになっていないのです。どのくらい面積をかうのですかと。これを見たのだけれども、一目で分かる資料になっていないです。どれだけかうのですか。まず、そこから聞きたいです。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） 資料のほう、不備がございまして大変申し訳ございません。

今回購入させていただく面積でございますが、3万1,401平米でございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） おおむね3万1,000平米。これは買うと。今大嶋委員が聞いた、借地のまま残す、これは何平米ですか。借りっ放しの土地もあるわけだから、この面積も教えてください。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） お答えいたします。

鹿島神社につきましては、2筆ございます。合計しますと5,738平米でございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） おおむね5,700平米ね。ついでに、その「借地料なし共有地」も面積を聞いてしまったほうがいいかな。それも分かりますか。借地料なし共有地というのがあるのですけれども。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○委員（小島信一君） ごめんなさい。それは書いてあるか。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員（小島信一君） （続）でも、ちょっと数字が違うのです、さっき言ってくれた数字とこの数字と。ちょっとよく分からないところがあるのです。5,700平米も、鹿島神社の3万7,000平米になっているよう

な気もするのだけでも。

（「3万7,000……」と呼ぶ者あり）

○委員（小島信一君） （続） ごめんなさい。それはちょっと勘違いですね。購入後の共有地になる、借地料なしの2筆の面積も一応教えてもらえればいいのですけれども。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） お答えいたします。

3,141平米でございます。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

○委員（小島信一君） いいですね。

○委員長（中座敏和君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、農政課から説明を願います。

本田農政課長。

○農政課長（本田浩二君） 農政課、本田です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。失礼します。

議案第92号のうち、農政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

22、23ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款の16県支出金、項の2県補助金、目の6農林水産業費県補助金、節の1農業費補助金、説明欄9、新規就農者育成総合対策事業費補助金450万円の増額補正をお願いするものでございます。この補助金につきましては、既に予算化しております、国の新規就農者への支援事業でございます、農業次世代人材投資資金経営開始型補助金が、国の制度改正により、新規就農者育成総合対策事業費補助金に事業名称等が改められたことに伴いまして、市の予算においても、新たに細節を設け、令和4年度新規採択予定者3名分の補助金額を計上するものでございます。

次に、24、25ページをお開き願います。款の21諸収入、項の6、目の6雑入、節の8雑入（農林課）、説明欄23、農地集積協力金交付事業補助金返還金29万1,000円の増額をお願いするものでございます。この補助金につきましては、茨城県農地中間管理機構が行う農地貸付けに係る支援制度におきまして、離農等の理由により、10年以上機構に農地を貸し付ける契約をした場合、貸付面積に応じ経営転換協力金を交付するというものでございますが、10年以内に解約したときは、協力金を返還する必要があるございます。このたび平成29年に協力金19万2,500円の交付を受けた個人1名、そして令和2年に協力金9万9,000円の交付を受けた法人1社が、自己都合によりまして、契約期間満了前に茨城県農地中間管理機構と合意解約に至り、当初の交付要件を満たさなくなったため、全額を返還するものでございます。

なお、返還は2件、合計29万1,000円でございます。

次に、32、33ページをお開き願います。3、歳出でございます。款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費、節の18負担金補助及び交付金、説明欄、農業人材力強化総合支援事業新規就農者育成総合対策経営開始補助金450万円の増額をお願いするものでございます。この補助金につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました、国の新規就農者への支援事業でございます、農業次世代人材投資資金経営開始型補助金が、国の制度改正によりまして、新規就農者育成総合対策経営開始資金補助金に事業名称等が改められたことに伴い、市の予算におきましても新たに細々節を設け、令和4年度新規採択予定者3名

分の補助金額を予算計上するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 新規就農者何々という補助金なのですが、本年度は3名ということなのですが、これまで、よく今いろいろな報道機関のあれを見ますと、新規就農した方、途中で大分挫折しているという報道がなされておりますけれども、筑西市では、これに似たような制度が多分ありましたよね、これまでに。それで、そういった対象者で、途中でやめられたとか、そういった方はいらっしゃるのかな。

結構テレビ報道とか、新聞報道によりますと、途中で挫折したということで、私らも家庭菜園やっているのですが、なかなか農業というのは本当に難しい。やっぱり親から、おじいちゃんから代々引き継いだ方は、野菜作りでも何でも簡単にできますけれども、新規就農というのは、サラリーマンからこういった業界に入るといことはかなり難しい。そういった中で、今回も3名ということで今補正上がっていますけれども、今までのこの事業について、成功例、失敗例、そういうものは筑西市ではどうなのか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（中座敏和君） 本田農政課長。

○農政課長（本田浩二君） 委員のご質問にご答弁申し上げます。

この国の事業を活用した市内の農業新規就農者でございますが、これまで43名でございます。このうち委員ご質問のように、農業離農者という方、こちらで把握している人数は1名でございます。理由は、提携していた農業生産法人のほうで、経営者が変更になって、やむなく離農したということでございます。

以上でございます。

○委員（大嶋 茂君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、ふるさと整備課から説明を願います。

田口ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） ふるさと整備課、田口です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）のうち、ふるさと整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

12ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号46、「基幹水利施設維持管理委託」、期間は令和5年度、限度額1,531万9,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。これは、鬼怒川南部地区の基幹水利施設である勝瓜頭首工、川岸揚水機場、船玉第1、第2揚水機場の維持管理を、鬼怒川南部土地改良区連合へ令和5年4月1日から管理委託をするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） これは、頭首工の維持管理するのだというけれども、その作業というのは、どういう作業をするのだね。

○委員長（中座敏和君） 田口ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） お答えいたします。

作業内容につきましては、整備代と電気料になります。

以上でございます。

○委員（赤城正徳君） 電気料。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） もう1度お答えいたします。

作業内容としては、頭首工の整備代、詳細につきましては電気点検、浄化槽の保守点検などです。あとは、電気料になっております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） だって、それは業者に頼むの、電気の点検などというのは。ちゃんとした資格を持っている業者でなくては、点検はできないと思うのだけれども、どういう業者に頼んで、月1回とか2回とか点検しているとか、いろいろあると思うのだ、これだけの金額を払うのだから。そこらのところを、もうちょっと詳しく説明してください。

○委員長（中座敏和君） 田口ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） お答えいたします。

電気点検につきましては、年2回です。

○委員（赤城正徳君） 年2回。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） あと、整備につきましては、年3回行っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） この委託管理、これはいつ頃からやっているのでしょうか。どのくらい前から。何年からやっているという、その数字、年代だけ教えてください。

○委員長（中座敏和君） 田口ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） お答えいたします。

維持管理を委託している場所が全部で、真岡市内の勝瓜頭首工、筑西市の船玉地内の船玉揚水機場と結城市にございます川岸揚水機場というのがございまして、造成年度は昭和40年代になります。当時、農林水産省から鬼怒川南部土地改良区連合のほうに委託して維持管理をしてきたのですけれども、平成13年に現在の9市町のほうに委託をするようにということで、代表としまして筑西市が、管理委託を鬼怒川南部土地改良区連合に委託しているものでございます。

以上でございます。

○委員（小島信一君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 課長は、勝瓜の頭首工へ行ったことがありますか。

○委員長（中座敏和君） 田口ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） 何回か行っております。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で経済部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いいたします。

〔経済部退室。土木部入室〕

○委員長（中座敏和君） 次に、土木部の審査に入ります。

議案第78号「市道路線の廃止について」審査をお願いします。

なお、追加で要求のありました議案第78号及び議案第79号の資料は、事前に配付しております。

道路維持課から説明をお願いします。

青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） 道路維持課の青木でございます。よろしくお願いいたします。申し訳ございません、着座にて失礼します。

それでは、ご説明させていただきます。議案第78号「市道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。下館地区1路線、明野地区1路線及び協和地区1路線、合計3路線の廃止でございます。廃止の延長は748.87メートルです。

調書番号1番から3番の路線につきまして、用途廃止の申請等に伴い、対象市道路線の廃止をするものでございます。各路線の起点、終点及び延長につきましては記載のとおりでございます。参考資料といたしまして、市道廃止路線位置図及び市道廃止路線詳細図を次ページから添付させていただいております。

なお、廃止路線番号2番の明8―0816号線につきましては、道路廃止については終了しておりますが、道路台帳上での事務処理が終了していなかったことから、今回改めてご報告させていただいたものでございます。

また、今回の別添として、さらに詳細の資料をつけさせていただいておりますので、ご確認をいただくようよろしくお願いいたします。

廃止については以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑をお願いします。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 明野のこの路線の今の姿は、どういう姿をしているのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） お答えいたします。

市道廃止資料を今回別につけさせていただきました。すみません、ページが出なくて申し訳ございません。

その中に、廃止議案2の宮後地内廃止路線というところで、図面と、上空からの写真が載っております。これを見ていただくと、南から起点、北へ終点ということになっておりますが、完全に道路の形態はなく、周りの方の土地の一部となっている道路でございます。

以上です。

○委員（赤城正徳君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第78号について討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第78号の採決をいたします。

議案第78号「市道路線の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第79号「市道路線の認定について」審査を願います。

引き続き道路維持課から説明を願います。

青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） 続きまして、議案第79号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。下館地区4路線の認定でございます。認定の延長は468.74メートルです。

調書番号1番及び4番の路線につきまして、新規路線を市道として認定するものでございます。

調書番号2番及び3番の路線につきまして、廃止路線の一部を市道として再認定するものでございます。

各路線の起点、終点及び延長につきましては記載のとおりです。

参考資料といたしまして、市道認定路線位置図及び市道認定路線詳細図を次ページから添付させていただいております。認定につきましても、別添にて、より詳細な参考資料をお配りさせていただきましたので、ご確認いただければと思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） これは、別紙でもらったよな。

○道路維持課長（青木 徹君） はい。

○委員（赤城正徳君） それで、これは、前と後ろは認定するのだけれども、真ん中だけが廃止するのだと、これに載っているのが。これは、どういうわけで、この真ん中だけ廃止するのか分からないのだ、俺も。私も、現地へ行きたいと思ったのだけれども、それだけの時間がないので、行かなかったけれども、明野のほうの廃止はちょっと現場まで行ってきたのですが。

○委員長（中座敏和君） 青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） お答えいたします。

これは、上空からの地図を見ていただくと分かると思うのですが、日本電解、下館第一工業団地の中の日本電解が、この部分につきまして駐車場として、あとは物置として、一体として今使用しているような形でございますので、今後、日本電解が払下げをして、この部分を一体的に使用するという事で、市道延長分の真ん中の部分だけが廃止となり、前後で市道の取付けができるというような形でございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） ここに載っているのだ、番号。AからBとDというの、もしこのAから車が進入して、B地点まで行ったら、また方向転換してAまで出てこられるような広さなのかな。これは、どのく

らの道幅があつてどうだか分からないのです、私は。真ん中だけ廃止してしまつていいのかなと思つたものですから、お願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） お答えいたします。

AからBは幅員がかなり広く、Uターンもできるような形になっております。このAからの写真で言うと、まずは日本電解が主に使用しているような形の道路でございます。北からのDの写真は、これはちょっと農道的な形になっておりますので、これは日本電解まで行く農業者の方の通路ということになるかと思ひます。日本電解は、多分北からの進入はしないだろうなと予想されるところでございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 日本電解のほうは舗装してやって、農業者のほうは舗装していないというのだと、これは同じ企業だから、こつちも舗装してやるべきだ。どうでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） お答えいたします。

現在まで道路延長が北から南で抜けていた形となつていまして、日本電解ももう北からの進入はしていませんたということですが、今後、日本電解のほうで、上のほうから使用していきたいのだというようなお話がもしありましたら、そのときはまた関係各課と協議していきたいと思ひます。

○委員（赤城正徳君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） ほかにないですか。

質疑を終結いたします。

議案第79号について討論を願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第79号の採決をいたします。

議案第79号「市道路線の認定について」、賛成者の挙手を願ひます。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よつて、本案は可決されました。

次に、議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち土木部所管の補正予算について審査を願ひます。

建築課から説明を願ひます。

渡辺建築課長。

○建築課長（渡辺正法君） 建築課の渡辺です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明のほうをさせていただきます。

議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち建築課所管の補正予算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書12ページをお開き願ひます。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。これからご説明します業務は、令和5年度早々に業務を開始するものでございます。このために、令

和4年度中に契約等の事務処理を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

初めに、12ページ、中段、47番、「市営住宅使用料コンビニ・スマートフォン収納委託」でございまして。期間は令和5年度、限度額は17万8,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内となっておりまして。これは、市と市の指定金融機関であります株式会社常陽銀行、地銀ネットワークサービス株式会社の3者で締結した「筑西市コンビニエンスストア収納事務委託契約」に基づき、入居者が市営住宅使用料等をコンビニやスマートフォンで納付した際の収納事務委託でございまして。

次に、48番、「市営住宅使用料公金収納情報データ化委託」でございまして。期間は令和5年度、限度額は2万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これは、市と株式会社常陽銀行とで締結した「市税等の公金収納情報データ化契約」に基づき、市営住宅使用料等を金融機関、本庁または各支所の窓口で納付した場合、納付書が株式会社常陽銀行に送付されます。この納付情報をデータ化し、市のデータ受信システムに送信する業務を委託するものでございまして。

最後に、49番、「市営住宅使用料収納業務委託」でございまして。期間は令和5年度、限度額は391万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これは、市営住宅使用料の収納率向上を図るため、3か月以上の滞納者を対象とした訪問及び電話による納付指導等を行うことで、納付意識の改革と収納率の向上を図るための収納業務委託でございまして。

以上が建築課所管の債務負担行為補正でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 先ほどの49番ですか、この滞納者というのはどのくらいあるのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 渡辺建築課長。

○建築課長（渡辺正法君） お答えいたします。

令和4年12月1日現在で、約100件ほどの滞納者がございまして。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） その中身は分かりませんよね。生活困窮なのかどうかはね。何か月、1か月なのか、ずっと続けてなのか、それは分かりますか、滞納者の。

○委員長（中座敏和君） 渡辺建築課長。

○建築課長（渡辺正法君） お答えいたします。

この100件につきましては、3か月以上の滞納者ということでカウントをしております。1、2か月の納付漏れ等につきましては、滞納扱いとはしておらず、3か月以上の方を滞納者として納付指導を行っているような状況でございまして。また、納付指導につきましては、生活状況等を鑑み、できる範囲での納付等を指導しているような状況でございまして。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 滞納者の、要するに納めてくれというのは、どんなふうにして指導しているのでしょうか、滞納者に対して。

○委員長（中座敏和君） 渡辺建築課長。

○建築課長（渡辺正法君） お答えします。

電話であつたり、お宅のほうに訪問したりという形で行っているような状況でございます。なかなか会えない方につきましては、電話指導が主なものとなっているような状況でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 最長何か月というか、何年というか、一番長い方というのはどのくらいいますか。滞納。

○委員長（中座敏和君） 渡辺建築課長。

○建築課長（渡辺正法君） 一番長い方につきましては、100か月を超えている方がございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 私も49番、金額が大きいので、聞きますけれども、大体400万円の費用をかけてどのくらい回収されているのか。さっき國府田委員の質問の中で、100件は分かりましたけれども、滞納額が合わせて幾ら。ざっくりでいいですけども、幾らぐらい滞納があつて、400万円近い費用をかけるとどのくらい回収できるのか、そこをちょっと教えてください。

○委員長（中座敏和君） 渡辺建築課長。

○建築課長（渡辺正法君） お答えいたします。

金額のほうにつきましては、実際に委託業者が現金を預かってくるということがないものですから、納付書による納付というように形になってきますので、実際の滞納収納がどれだけというのは今出ていないような状況であります。件数につきましては、昨年の12月1日現在が110件の滞納件数であつたのに対し、今年の令和4年12月現在で100件ということで、滞納者は、10件ほど減っているような状況で、成果は出ているものと考えております。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） この分だけ予算削るということはできないから、あれだけでも、疑問として、これからの担当課の努力義務として私がお願いしたいのは、400万円かけるのだったら、400万円以上は回収しないとまずいですよね。そういったデータが出るように、今度質問したら、400万円かけたら500万円集まった、600万円集まったという話になれるように、今度情報を出してください。今回はしょうがないから、これでいいです。

○委員長（中座敏和君） ほかにいいですか。

質疑を終結いたします。

次に、都市整備課から説明をお願いします。

根本都市整備課長。

○都市整備課長（根本嘉之君） 都市整備課、根本です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にてご説明いたします。

同じく議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、土木部都市整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

議案書8ページをお開き願います。第3表、繰越明許費でございます。款8土木費、項4都市計画費、

事業名、小川線街路整備事業、金額4,660万1,000円の繰越しをお願いするものでございます。これは、道路改良舗装工事に先行して、道路用地となる土地の移転対象の動産について、移転先のフェンス設置など安全確保に期間を要し、工事に必要な適正工期の確保ができないことから、工事費及び設計費を翌年度へ繰越しするものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。期間は令和5年度でございます。12ページ下段、番号50、「下館第一工業団地公園管理委託」、限度額120万円に消費税額を加算した額。その下、番号51、「下館第2工業団地公園管理委託」、限度額143万6,000円に消費税額を加算した額。その下、番号52、「つくば関城工業団地公園緑地管理委託」、限度額216万3,000円に消費税額を加算した額。その下、番号53、「協和の杜公園管理委託」、限度額253万6,000円に消費税額を加算した額をお願いするものでございます。

以上につきましては、年間を通して安全で快適に公園を利用していただけますよう、芝刈り、除草、樹木の剪定、消毒などの公園管理作業を令和5年度早々に委託を開始するものでございます。そのため、令和4年度中に入札に関する契約などの事務処理を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、一番下、番号54、「広域連携バス運行委託」、限度額1,677万3,000円に消費税額を加算した額。次に、13ページ上段、番号55、「地域内運行バス実証実験運行委託」、限度額1,554万4,000円に消費税額を加算した額。その下、番号56、「道の駅循環バス実証実験運行委託」、1,796万8,000円に消費税額を加算した額をお願いするものでございます。

以上につきましては、筑西市が運行いたします市内3路線について、継続して令和5年4月1日から運行業務を委託するものでございます。

次に、番号57、「公共交通マップ印刷製本委託」、限度額59万5,000円に消費税額を加算した額をお願いするものでございます。これは、新年度のバス運行表などの公共交通マップの印刷製本委託を、令和4年度中から入札に関する契約の事務処理を進め、利用者などに早期配布するものでございます。

その下、番号58、「コミュニティサイクル実証実験委託」、限度額334万1,000円に消費税額を加算した額をお願いするものでございます。これは、駅周辺の移動の利便性向上やにぎわい創出のため、コミュニティサイクル運行業務を継続して令和5年4月1日から委託するものでございます。

次に、34、35ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節10需用費、説明欄、駐車場維持管理事業180万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、下館駅前駐車場において、電気料契約をいたしておりました電力供給会社シナジアパワーが、燃料費高騰などに伴う事業撤退により、新たな電力供給会社、東京電力パワーグリッドとの料金体系の契約に対応するため、電気料の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） まず、工業団地の、番号で言えば第一工業団地、第2工業団地、私の地元でもあるのですが、年何回ぐらい管理をやっているのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 根本都市整備課長。

○都市整備課長（根本嘉之君） まず、第一工業団地でございます。除草剤散布が1回、除草、刈り払いが、機械で4回、人力で2回、樹木消毒が2回、樹木剪定が2回、落ち葉清掃7回、芝刈り4回。下館第2工業団地です。除草剤散布が1回、除草、刈り払いが、機械で4回、人力で2回、樹木消毒2回、樹木剪定が2回、落ち葉清掃7回、芝刈り4回でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） それから、次のページの55、56です。地域内運行バス、道の駅循環バスの実証実験運行委託なのですが、実験の状況の中で、どのような結果なのかという報告はしていただけるでしょうか。結果です。

○委員長（中座敏和君） 根本都市整備課長。

○都市整備課長（根本嘉之君） 地域内運行バス、令和3年度につきましては、年間利用者数9,984人、1日当たり27.35人、1便当たり約2人ということでございます。道の駅循環バスにつきましては、令和3年度年間利用者数1万2,209人、1日当たり33.45人、1便当たり1.5人でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） この人数に対して、どのように分析しているのでしょうか。と申しますのは、金額的にかなり大きな金額を使っていますので、この実態はどんなふうに捉えているのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 根本都市整備課長。

○都市整備課長（根本嘉之君） 今現在、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、伸び悩んでおりますが、運行計画でいきますと、令和8年度まで実証実験というふうなことで、毎年、毎回、運行委員会に諮りまして、廃止とか、路線の変更とか、そういったものを協議しまして、なるべく市民の方に利用していただけますよう推進しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 地域内運行バスの件なのですが、この路線なのですが、私はいろいろ今筑西市内全部回ったのですけれども、やっぱり明野とか関城の市境といいましょうか、そういったところの高齢者が、やっぱり買物とか医療機関に行くのに、逆に人口が少ないから、やっぱり採算が合わないということなのかもしれませんが、かなり不便を来しているということをかかり聞いております。

ですから、実証実験もいいのですが、やっぱり地元の調査、どこが必要なのか。自治会連合会でも何でも通じて、本当に困っている方が利用しやすいような交通、その都度、その都度やっぱり調べていただいて、やっていただいたほうがよろしいのではないかと。

というのは、今、回っているバスを見ますと、意外と利用客が少ないような感じがいたします。というのは、私も市民の高齢化、そういうのを考えまして、一応今回大分各地域を歩いたのですが、高齢者のそういった足、そういった意味では、もうちょっとコースを再度検討していただきたいなということがあるのですが、いかがでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 根本都市整備課長。

○都市整備課長（根本嘉之君） 地域内運行バスにつきましては、まず幸町、人口がたくさんおりますので、そこを中心というふうなことで路線を組んでおります。また、大田郷駅、あと下館工業高校などを經由して利用促進を図っているところがございます。利用が不便だというふうなことにしましては、究極はデマンドタクシーというふうなものもございますので、そちらも並行して使っていただければと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これは一番問題になると思うのです。デマンドタクシーも一応予約しなくてはならないとか、そういった手順が高齢者にはなかなか難しいということ。

確かにコースを設定するのは、人数がいるところというのは、意外と人数が多いところというのは若い人が多いのだ。逆に不便を来しているのは、やっぱり農村地区の集落、こういったところが、デマンドタクシーだけでは、最近移動スーパーの経営ですか、軽自動車でそういうものも回っていますが、そちらのほうも、うちは来てくれないのだというような高齢者の意見がありました。

そういったところも、移動スーパーみたいなものも、また地域運行バス、あとデマンドタクシー、そういったものを一緒になって関係部署で話し合っ、て、そういうコースもやっぱり時々見直す必要があるような気がします。というのは、やっぱり集落は市民ですから、市民の不便を取り除くのが行政ですから、そこら辺のところを、デマンドタクシー、全部課が違うと思うのです。そういった課の連携を持って、やっぱり高齢者対策、今子育てに大分力を入れている地方自治体は多いのですが、高齢者が一番困っているのは、やっぱり足なのです。

大体我々も、もう少ししたら免許を返納しなくてはならない。当然こういうバスとか、デマンドタクシー、こういったものも利用しなくてはならないのかなと思っておりますけれども、実際に市の職員も、そういった、特に既存の村、大きな屋敷がある、大きなうちがあるなどというところ、こういうところはかなり高齢者が困っております。ですから、その中間点でもいいのです。停留所を幾つかの集落の近くに、そういった方が足で歩いて行けるところ、そういうところの停留所というのも必要かなと思いましたので、これはお願いになると思いますけれども。

多分これは、それぞれ所管課が違っているのではないかと。そうしたら、そういう壁、連携して、その年次計画を立てるのは、やっぱりそういった関係者と関係部署で相談して、この停留所、今ある箇所、連携してやってほしいなというのが私の感想です。

これは、市内を大分回りました。そうしますと、そういう意見がかなり多かったです。これは、後で、各部署で相談して進めていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（中座敏和君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で土木部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いいたします。

ここで休憩いたします。

〔土木部退室。上下水道部入室〕

休 憩 午前 1 1 時 1 9 分

再 開 午前 1 1 時 3 0 分

○委員長（中座敏和君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、上下水道部の審査に入ります。

議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、上下水道部所管の補正予算について審査を願います。

下水道課から説明を願います。

岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 下水道課の岡本です。よろしくお願いします。着座にて説明させていただきます。

議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、下水道課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

13ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号59、事項欄の「団地排水施設水質検査委託」につきましては、期間が令和5年度、限度額は98万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。こちらは、団地排水の処理水を公共水域へ放流するに当たり、処理水が水質汚濁防止法に定められた水質であること、また浄化槽法に定められたものの検査業務でございます。

次に、番号60、事項欄の「団地排水使用料徴収委託」につきましては、期間が令和5年度、限度額は452万1,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。こちらは、団地排水使用料の徴収業務2,190件分を水道事業に委託し、上下水道使用料金の一括徴収を行うものでございます。

この2件につきましては、いずれも令和5年度の委託業務でございますが、年度当初からの業務執行が必要なことから、事前に契約等の事務処理を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。中段の款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、団地排水建設事業基金積立事業に285万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、団地排水維持管理事業において、電気料金の高騰により電気料金の増額補正を行うことから、その財源として、団地排水建設事業基金積立金の減額補正でございます。

続きまして、34ページ、35ページをお開き願います。中段の款8土木費、項4都市計画費、目5公共下水道費、説明欄、下水道事業会計補助事業に947万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、下水道事業において、電気料金の高騰による光熱水費の増額分及び人事異動等に伴う職員給与費分の減額分を合わせまして、下水道事業会計への補助金の増額補正でございます。

次に、中段の目6団地排水施設管理費、説明欄、団地排水施設維持管理事業に285万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、電気料金の高騰により、電気料金の増額が見込まれることから

の補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） まず、13ページの団地排水使用料徴収委託費、これは件数、団地排水というのは何件あるのか。件数と、それから幾ら集められるか。使用料全部でどのくらい集めているのか、総額とその件数を教えてください。

○委員長（中座敏和君） 岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

件数につきましては、令和3年度末決算時におきまして2,190件でございます。徴収いたしました料金といたしましては8,295万5,292円でございます。

以上です。

○委員（小島信一君） 分かりました。いいです。

○委員長（中座敏和君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、農業集落排水課から説明を願います。

稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） 農業集落排水課、稲川です。着座にて説明させていただきます。

議案第92号のうち上下水道部農業集落排水課所管の補正予算についてご説明いたします。

32ページ、33ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、説明欄、農業集落排水事業会計補助事業に720万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、農業集落排水事業において、前回9月の定例会におきましても光熱費の増額補正をお願いしたところですが、さらなる電気料金の高騰が見込まれること及び人事異動等により職員給与費の減額が見込まれることになったため、合わせました720万8,000円について、農業集落排水事業会計の補助金を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） ここずっと電気料金の増額というのが続いているのですが、この金額の中で電気料のアップというのはどのくらいあるのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） お答えいたします。

電気料金の増額は1,012万4,000円になります。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） そうしますと、どのくらいの率のアップになったのでしょうか、前に比べて。

○委員長（中座敏和君） 稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） お答えいたします。

約1.5倍程度の増額になります。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 農業集落排水の処理場は、どれだけの数があって、それで一番古いのは何年たつのでしょうかというのと、もう1つは、処理場にはそれなりの施設があるでしょう、モーターとかいろいろな。そういうところへ落雷、自然災害が落ちたときには、それなりの保険か何か入っていると思うのですが、それは1つの施設に対してどのくらいの金額に入っているのかと思うのだ。

その処理場が、何地区、何地区となっているでしょうから、その地区の戸数、処理場の加入者ですね、それだけではそういう自然災害があったときは耐えられないと思うのだ。今は筑西市一本化になってしまったと思う、農業集落排水。だから、そういうところを見ると、先へ行けば、今度は広域の、早く言えば、私のほうで言えば、小貝川東部流域下水道になって、岩瀬まで行っている流域の下水道がありますが、ああいうところへ合併というか、ああいうところへ加入すべきと思うのです、私は。そこら辺のところはどうでしょうか。部長にもお聞きしたいと思うのです。

○委員長（中座敏和君） 稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） お答えいたします。

まず、1点目でございます。筑西市の農業集落排水処理施設につきましては、市内27か所でございます。

2点目、そのうち一番古い施設につきましては谷部地区になります。昭和58年10月1日の供用開始でございます、39年の経過がございます。

3つ目、上野西地区の処理場を小貝川流域にということでございますが、実際、現在県を中心として広域化、共同化の計画が策定されております。近い将来ではなく、長期的には、やはりそのようなことも考えなければならないと思いますけれども、現在のところは、処理施設の費用とか維持管理費などを考慮しますと、ひとまずは現在のまま維持管理を続けて、長い目で広域化というものをしていかなければならないということになっております。

以上でございます。

○委員（赤城正徳君） もう1つ、自然災害に対しての保険というのは入っているのかな。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） 失礼しました。保険につきましては、下水道賠償責任保険というものに入っております。財物について事故があった場合には、1事故につき3,000万円の補償がございます。身体の賠償につきましては、1名につき1億円、1事故につき3億円という補償の保険に入っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 将来的には流域の下水道へ加入というのは、部長、どうなのだっけ、それは。

○委員長（中座敏和君） 鈴木上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木勝利君） 筑西市の下水道の在り方でございますけれども、公共下水道とか、先ほ

ど話した団地排水のほかに農業集落排水もあります。これらにつきましては、将来茨城県的生活排水のベストプランとかございます。そのほかに、筑西市でも生活排水のベストプランの策定を計画しておりますので、その中で処理場の広域化とか共同化、これらにつきましても、その中で検討してまいりたいと思います。

なお、小貝川東部流域下水道につきましても、処理場の処理能力等もございますので、それらも踏まえながら、県と相談しながら進めてまいります。よろしくお願いします。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 将来的にはそうだけれども、本当に200や300戸でもって、自然の落雷などで、電気系統が今、処理場の中のモーターから全部やられてしまうだろうと思うのだ。そういうときに、200や300の加入者では耐えられないと思うのだ、私は。だから、それなりの保険は入っていると言ったら、さっき3億円。

○委員長（中座敏和君） 稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） 財物賠償につきましては、1事故3,000万円の保険に入っています。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 各加入者にはあまり負担のかからないような経営方法でやってください。お願いします。

○委員長（中座敏和君） ほかにはないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第92号について全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第92号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第92号の採決をいたします。

議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第96号「令和4年度筑西市水道事業会計補正予算（第4号）」について審査を願います。

水道課から説明を願います。

澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 水道課、澤部です。着座にて説明させていただきます。

議案第96号「令和4年度筑西市水道事業会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

第1条、令和4年度筑西市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度筑西市水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用の既決予定額23億1,251万8,000円から513万2,000円の減額をお願いするものでござ

います。これは、制度改正及び人事異動により、職員の給与関係経費の減額が見込まれることによるものでございます。

次に、第3条、予算第4条、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9億6,784万4,000円を9億6,913万円に、過年度分損益勘定留保資金8億6,339万3,000円を8億6,467万9,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。第1款資本的支出の既決予定額17億6,369万6,000円に128万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、制度改正及び人事異動により、職員の給与関係経費の増額が見込まれることによるものでございます。

次に、第4条、予算第6条に定めた債務負担行為に次のとおり追加する。事項、「水道水定期水質検査委託」、期間、令和5年度、限度額971万3,000円に消費税額及び地方消費税を加算した額の範囲内でございます。これにつきましては、水道法により定められた水質検査の委託業務でございます。

次に、事項、「薬品購入（次亜塩素酸ナトリウム）」、期間、令和5年度、限度額1,526万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これにつきましては、原水の一般細菌や大腸菌等を死滅させるための薬品を購入するものでございます。

次に、事項、「薬品購入（ポリ塩化アルミニウム）」、期間、令和5年度、限度額1,188万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これにつきましては、原水に含まれている鉄分やマンガン等の濁り成分を凝集、沈殿させるための薬品を購入するものでございます。

以上の3件につきましては、令和5年度の業務でございますが、年度当初からの業務執行が必要となることから、事前に契約等の事務処理を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、第5条、予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費の既決予定額1億5,672万1,000円から384万4,000円の減額をお願いするものでございます。これは、先ほどご説明しました第2条及び第3条の補正予定額を合計したものでございます。

なお、議案書の2ページには令和4年度筑西市水道事業会計予算実施計画補正、3ページには令和4年度筑西市水道事業予定キャッシュフロー計算書、4ページ、5ページには給与費明細書、6ページ、7ページには令和4年度筑西市水道事業会計補正予算実施計画明細書を添付してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この制度改正というのは、我々にはなかなか難しいのですが、どういう改正が行われたのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） ご答弁いたします。

人事院勧告に伴う給与改定等で、給料表の改定でございます。これにつきましては、令和4年4月1日まで遡及改定いたします。

次に、賞与支給率の改定でございます。これにつきましては、令和4年12月期の適用となります。基本的に一般会計と同じものを水道のほうでも適用させていただいております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 水道法とか、そういうのではなくて、人事院についての改正ですね、これは。分かりました。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 2ページのほう、収益的支出のところですよ。この支出、最初の説明だと、補正が出たのは、職員給与がどうのこうのという、職員の話があったのだけれども、これを見ると何かよく分からないのです。配水及び給水費は減額、約1,100万円の減額で、その下に総係費、これが644万円、これが増えているということで、引き算すると500万円の減ということなのですが、ここをちょっと説明してください。

○委員長（中座敏和君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） ご答弁いたします。

水道課職員は部長を含め18名、水道のほうで給料費のほうを持っておりまして、配水及び給水費のほうの職員の給料と、総係費の職員の給与と、配水管布設費の職員の給与ということで、おのおの割り振っております。配水及び給水費につきましては、前年度4名の予算を考えておりまして、今年度人事異動等により3名となりましたので、その分がマイナスとなります。減った1名分につきましては、総係費のほうに職員が入りますので、総係費のほうはプラスのほうになります。

次に、第4条分として、配水管布設費のほうで5名ほど職員の給与費を見ております。これが3つに分かれておりまして、全体で合計しますとマイナスになるということなのでございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 後で資料をもらえますか。今よく分からなかったです。これは、あくまでも人事の異動で、これだけの動きがあったということで了解すればいいのですね。後でちょっと細かい資料を頂きます。

○委員長（中座敏和君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 最終ページの6、7ページのほうを御覧いただきたいと思います。明細書でございます。6ページの上の配水及び給水費を7ページのほうに見ていただきますと、給料のほうが出てくると思います。給料、手当、法定福利費でございます。これが4名から3名に減った分でございます。

次の総係費、同じように給料費、給料、手当、法定福利費がございまして、これが増額になった分でございます。

同じように、配水管布設費のほうも、給料、手当、法定福利費が、内訳がこうになってございます。

○委員（小島信一君） しょうがないね、目の表現がこうなっているのだから。人件費ではなくて、配水及び給水費というのが人件費だというのがちょっと。

分かりました。いいです。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第96号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第96号の採決をいたします。

議案第96号「令和4年度筑西市水道事業会計補正予算（第4号）」について賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第97号「令和4年度筑西市下水道事業会計補正予算（第2号）」の審査をお願いします。

下水道課から説明をお願いします。

岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

議案第97号「令和4年度筑西市下水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

第1条、令和4年度筑西市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度筑西市下水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

初めに、収入でございます。第1款下水道事業収益、第2項営業外収益の既決予定額に1,045万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、支出において、電気料金の高騰による光熱水費の増額分及び人事異動等に伴う職員給与費の減額分を合わせまして、一般会計からの補助金の増額補正でございます。

次に、支出でございます。第1款下水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額に1,045万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、先ほど収入でご説明したとおり、電気料金の高騰による光熱水費の増額分1,426万5,000円、人事異動に伴う職員給与費の減額分381万5,000円を合わせまして1,045万円の増額補正でございます。

次に、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。初めに、収入でございます。第1款資本的収入、第4項他会計補助金の既決予定額に97万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、支出において、人事異動等に伴う職員給与費の減額が見込まれることから、一般会計からの補助金について減額補正をお願いするものでございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額に97万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、先ほどの収入でご説明したとおり、人事異動等に伴う職員給与費の補正でございます。

次に、第4条、予算第6条に定めた債務負担行為に次のとおり追加する。内容でございますが、事項欄の公共下水道施設水質検査委託につきましては、期間が令和5年度、限度額は690万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。こちらは、下水道処理水を公共水域へ放流するに当たり、処理水が下水道法に定められた水質であること、さらには処理場への流入水や処理過程での汚泥等に対する検査業務でございます。

次に、事項欄の公共下水道使用料徴収委託につきましては、期間が令和5年度、限度額は2,769万9,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。こちらは、公共下水道使用料の徴収業務1万3,420件分を水道事業に委託し、上下水道使用料金の一括徴収を行うものでございます。

この2件につきましては、いずれも令和5年度の委託業務でございますが、年度当初からの業務執行が必要なことから、事前に契約等の事務処理を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、第5条、予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費の既決予定額から479万4,000円の減額補正するものでございます。これは、先ほどご説明しました収益的支出及び資本的支出の補

正予算額の合計でございます。

次に、第6条、予算第11条中11億1,353万8,000円を11億2,300万9,000円に改める。これは、今回の補正予算に伴い、一般会計から下水道事業会計へ補助を受ける金額を改めるものでございます。

なお、議案書の3ページには下水道事業会計予算実施計画補正、4ページには予定キャッシュフロー計算書、5ページ、6ページには給与費明細書、7ページ、8ページ、9ページ、10ページには補正予算実施計画明細書を添付させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 公共下水道の徴収方法です。どこに委託して、どんな方法で徴収しているのでしょうか、使用料の。

○委員長（中座敏和君） 岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

水道料金と下水道料金を一括して徴収ということで、筑西市の水道事業のほうに委託しております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） もう1回。ちょっと分からない。

○委員長（中座敏和君） 岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

水道料金と下水道料金を一括して、合わせて水道事業のほうに委託しております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 水道事業ということですか。そこは……分からない、それが。ちょっと分からないです。

○委員長（中座敏和君） もう1回、岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

筑西市の水道事業のほうに委託しております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 水道事業というのはどこにあるのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 水道課で所管しております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 水道課ですね、水道課。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 水道課で徴収しているのですか。ですから、徴収委託者はどこなのですかと聞いているのですけれども。

○委員長（中座敏和君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 失礼しました。水道課からお客様センターというところに委託しております、そちらで徴収しております。

以上です。

（「お金払っているのに、水道課がやっているわけない
でしょう。どこに頼んでいるのと聞いているんです」
と呼ぶ者あり）

○委員（國府田喜久男君） 委託しているところです。

○委員長（中座敏和君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 上水道の水道料金と下水道の下水道料金は、水道課のほうから、合わせてお客様センターのほうへ委託をしております。委託料金につきましては、案分といいますか、下水道分について、全体の例えば簡単な話しますと、1億円だったもので、下水道が3,000万円分あれば、下水道に3,000万円いただいて、うちのほうが7,000万円の予算を取って1億円という形で委託しております。案分ということでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） ですから、委託業者ですね、委託業者。

○委員長（中座敏和君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 失礼しました。両毛システムズになります。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 私は簡単なことです。公共下水道水質検査委託、これは年間6,900万円やっているのですが、これは件数と何回、何件分やるかと、単価を教えてもらえればありがたい。単価と件数です。

○委員長（中座敏和君） 岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

検査回数なのですけれども、施設によって異なるところが現状でございまして、多いところで年に36回検査する項目がございます。

○委員（小島信一君） 単価は。

○委員長（中座敏和君） 単価。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

単価につきましては、今お手元に資料のほうにございませんので、後でご用意したいと思います。

以上です。

○委員長（中座敏和君） いいですか、小島委員。

○委員（小島信一君） しょうがないね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） それでは、質疑を終結いたします。

議案第97号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第97号の採決をいたします。

議案第97号「令和4年度筑西市下水道事業会計補正予算（第2号）」について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第98号「令和4年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」の審査を願います。

農業集落排水課から説明を願います。

稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） 議案第98号「令和4年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

第1条、令和4年度筑西市農業集落排水事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度筑西市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

初めに、収入でございます。第1款農業集落排水事業収益、第2項営業外収益の既決予定額に674万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、支出において、電気料金の高騰による増額分、人事異動等による職員給与費の減額分を合わせまして、一般会計補助金の補正をお願いするものでございます。

次に、支出でございます。第1款農業集落排水事業費用、第1項営業費用の既決予定額に674万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。農業集落排水事業会計補正予算実施計画明細書でございます。収益的收入及び支出、上から2段目、支出でございます。款1農業集落排水事業費用、項1営業費用、目2処理場費、節、光熱水費1,012万4,000円につきましては、前回9月の定例会におきましても光熱水費の増額補正をお願いしたところですが、さらなる電気料金の高騰が見込まれることによる増額でございます。

次に、目3総係費、節の欄、給料、手当及び法定福利費の合計338万円の減額につきましては、人事異動等に伴うものでございます。

光熱費の増額分及び職員給与費の減額分を合わせまして674万4,000円の増額でございます。

1ページにお戻り願います。次に、第3条、予算第4条に定めた資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

初めに、収入でございます。第1款資本的收入、第3項他会計補助金の既決予定額に46万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、支出において、人事異動等に伴い、職員給与費の増額が見込まれるため、一般会計からの補助金について補正をお願いするものでございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額に46万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、先ほどの収入でご説明したとおり、人事異動等に伴う職員給与費の増額補正でございます。

次に、第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。これは、先ほどご説明いたしました人事異動等に伴う職員給与費において、収益的支出の減額、資本的支出の増額を合わせまして、職員給与費の既決予定額に291万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第5条、予算第9条中4億3,349万9,000円を4億4,070万7,000円に改める。これは、今回の増額補正に伴い、一般会計からの補助金を増額するため、農業集落排水事業へ補助を受ける金額を改めるものでございます。

なお、議案書の2ページには農業集落排水事業会計予算実施計画の補正、3ページには予定キャッシュフロー計算書、4ページ、5ページには給与費明細書を添付させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） ここでも電気料金の値上げが出ていますが、参考のために、この第2条の中での電気料金はどのくらいなのでしょう。金額と率。

○委員長（中座敏和君） 稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） お答えいたします。

こちらにつきましても率は1.5%の増となっております。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 1.5倍。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） 1.5倍ですね、失礼しました。1.5倍です。

○委員（國府田喜久男君） 金額は、そうしますと、出るには出るのですが。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） 光熱水費の金額は1,012万4,000円の増額となっております。

○委員（國府田喜久男君） 分かりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第98号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第98号の採決をいたします。

議案第98号「令和4年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で上下水道部所管の審査を終了します。

執行部は退席願います。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（中座敏和君） これで経済土木委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

また、今定例会最終日に「閉会中の所管事務調査について」を提出いたします。

以上をもちまして、経済土木委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時11分